

学芸員資格取得に関する履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は追手門学院大学学則(以下学則という。)及び博物館法(昭和26年法律第285号)、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に基づき、卒業と同時に、学芸員となる資格の取得に関する必要事項を定める。

(履修登録)

第2条 学芸員となる資格を得ようとする者は、定められた要領で資格希望登録並びに履修登録を行わなければならない。

2 資格課程に係るオリエンテーション及び各種説明会へ必ず参加し、教員より履修指導を受けなければならない。

(科目及び単位並びに履修方法)

第3条 学芸員となる資格を得ようとする者は、次に定める履修方法に従って、所定の科目の単位を修得しなければならない。

法定科目名及び最低修得単位数		本学開講科目名及び単位数		配当年次	履修方法	
必修科目	生涯学習概論	2	社会教育概論1	2	1年次以上	必修
			社会教育概論2	2	1年次以上	必修
	博物館概論	2	博物館概論	2	1年次以上	必修
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	1年次以上	必修
	博物館資料論	2	博物館資料論	2	1年次以上	必修
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	1年次以上	必修
	博物館展示論	2	博物館展示論	2	1年次以上	必修
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	1年次以上	必修
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	1年次以上	必修
博物館実習	2	博物館実習	3	3年次以上	必修	
選択科目	文化史		東洋史概説1	2	2年次以上	8単位以上選択
			東洋史概説2	2	2年次以上	
			西洋史概説1	2	2年次以上	
			西洋史概説2	2	2年次以上	
			日本史概説1	2	2年次以上	
			日本史概説2	2	2年次以上	
			博物館入門	2	2年次以上	
			人文地理学概説1	2	2年次以上	
			人文地理学概説2	2	2年次以上	
			地誌学1	2	2年次以上	
			地誌学2	2	2年次以上	
			日本史	2	1年次以上	
			アジアオセアニア史	2	1年次以上	
			西洋史	2	1年次以上	
		人文地理学	2	1年次以上		
	美術史		芸術学	2	1年次以上	
	民俗学		民俗学	2	1年次以上	
		文化人類学	2	2年次以上		
物理学		ものの科学	2	1年次以上		
生物学		生命の科学	2	1年次以上		

(博物館実習)

第4条 博物館実習の履修要件は、次のとおりとする。

(1)博物館実習を履修するためには、前年度までに博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論の中から4科目8単位以上を修得していること。

(2)博物館実習は、指定された期間に、原則本学の指定する実習先において実施する。

(3)博物館実習を履修するには、実習前年度に実施するオリエンテーションに参加し、前年度中に所定の手続きを経なければならない。

(4)博物館実習を履修する者は、所定の期日までに指定された要領で実習費として16,000円を納入しなければならない。

なお、一旦納入した費用は原則返還しない。

(5)博物館実習終了後、すみやかに実習記録簿など求められた資料を大学へ提出すること。

(証明書等交付)

第5条 本規程第3条第2項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を修得した者には、願い出により、単位修得証明書を交付する。

2 本規程第3条第2項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を全て修得し本学を卒業した者には、願い出により、資格証明書を交付する。